

基本計画編

基本計画編には、平成27年度までの概ね10年間に取り組むべき方向性などについて記載しています。

I

川崎市が目指す循環型のまち

廃棄物の発生が抑制され、リサイクルが促進され、適正処理が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する、いわゆる「循環型社会」の構築という目標に向けて、市民・事業者・行政の協働のもと、3R（リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を基本として、ごみの減量・リサイクルを推進し、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指します。

基本理念：地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して

II

循環型のまちづくりを目指した基本方針

循環型のまちを目指し、地球温暖化の防止や資源の有効利用など地球環境全般を視野に入れ、次の3本の柱を基本に計画を推進します。

限りなくごみをつくらない社会を創ること

循環型社会を構築するため、一人ひとりがごみを発生させない、排出しないという生活様式を追求し、また、それを実践することによって、限りなくごみをつくらない社会を創ります。

市民・事業者・行政が信頼し協力し合える関係を築くこと

環境への負荷を低減し、地域の生活環境を守り安心して住めるまちをつくるため、市民・事業者・行政がごみの減量・リサイクルの推進に向けたそれぞれの役割を担い、お互いが信頼し協力し合える関係を築きます。

市民の健康的で快適な生活環境を守ること

環境負荷の低減を図る取組を推進することにより、何よりも優先して市民の健康的で快適な生活環境を守ります。

Ⅲ

計画の期間

平成17年度から平成27年度までとします。

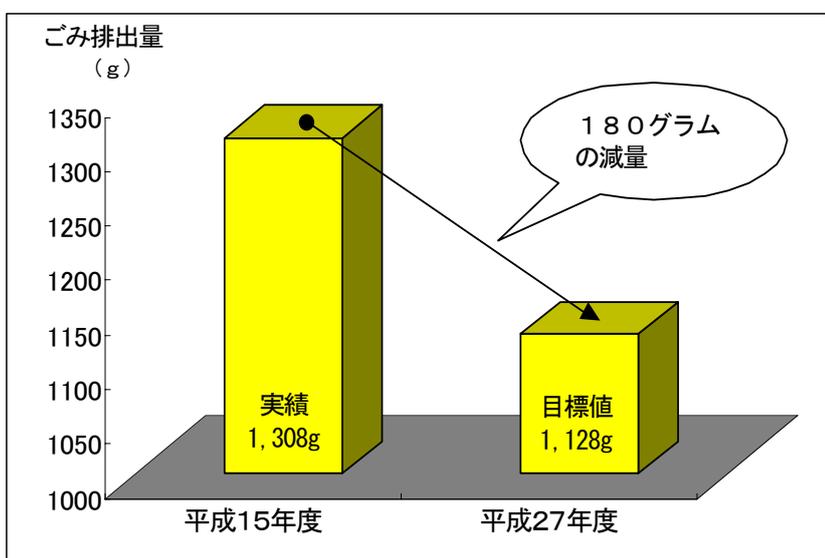
Ⅳ

計画の目標

平成15年度実績を基準として、次の目標値を設定し、ごみの発生抑制やリサイクルへの取組などを推進します。

1 ごみの発生抑制の推進

市民1人が1日あたりに出すごみを180グラム減量します。

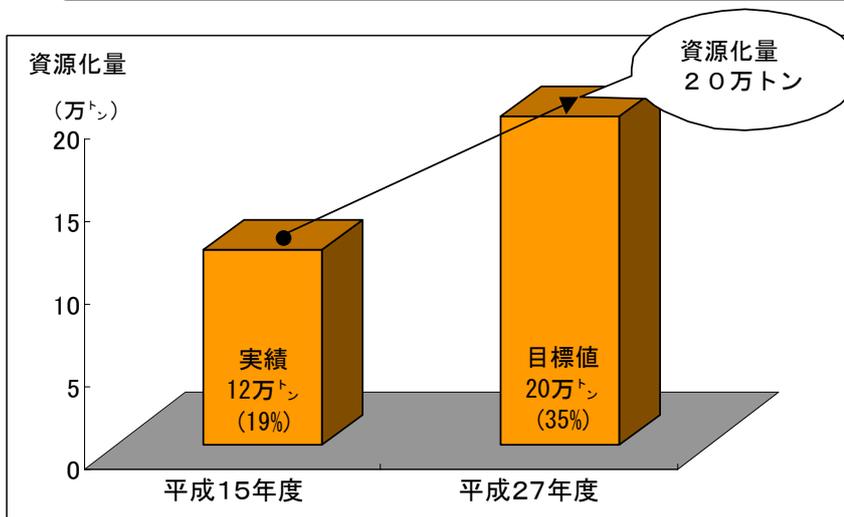


※ごみ排出量

一般家庭（普通ごみ・粗大ごみ・家庭系資源物）、事業者（事業系ごみ・事業系資源物（事業活動に伴い出される資源物）、その他（道路清掃ごみ）の合計をいいます。

2 リサイクルの推進

市全体の資源化量を20万トン（資源化率35%）にします。



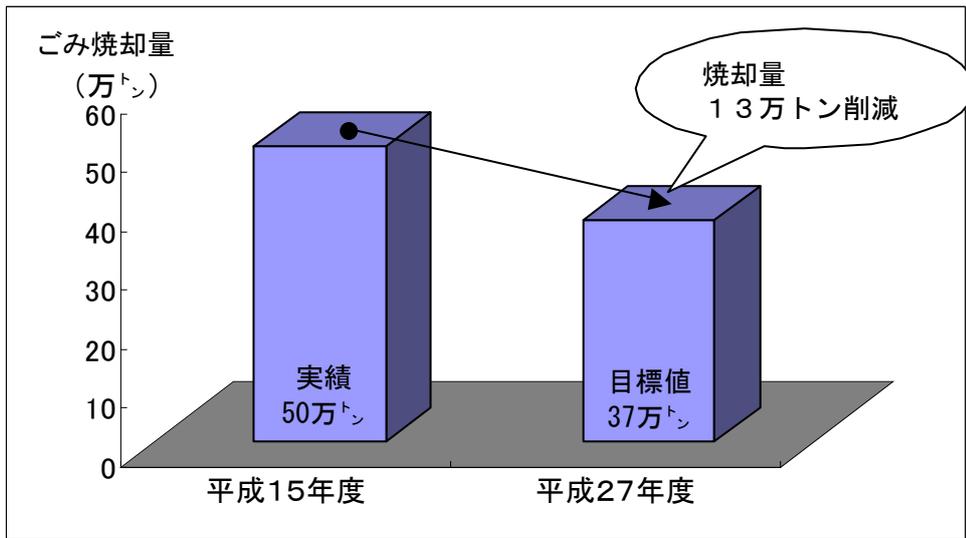
※資源化量

資源集団回収（古紙・ダンボール等）、市分別収集（空き缶・空きびん・ペットボトル・その他プラスチック類・ミックスペーパー・小物金属）、事業系資源物（梱包材・ダンボール等）、その他（生ごみ）を含めて算出しています。

	平成15年度	平成27年度
資源集団回収	51,200トン	74,000トン
市分別収集（空き缶・空きびん等）	30,400トン	68,000トン
事業系資源物	36,400トン	59,000トン

3 焼却量の削減

ごみ焼却量を13万トン削減します。



こうした目標の達成を通じて、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指すとともに、次のとおり埋立処分場の延命化、3処理センター体制の実現を推進していきます。

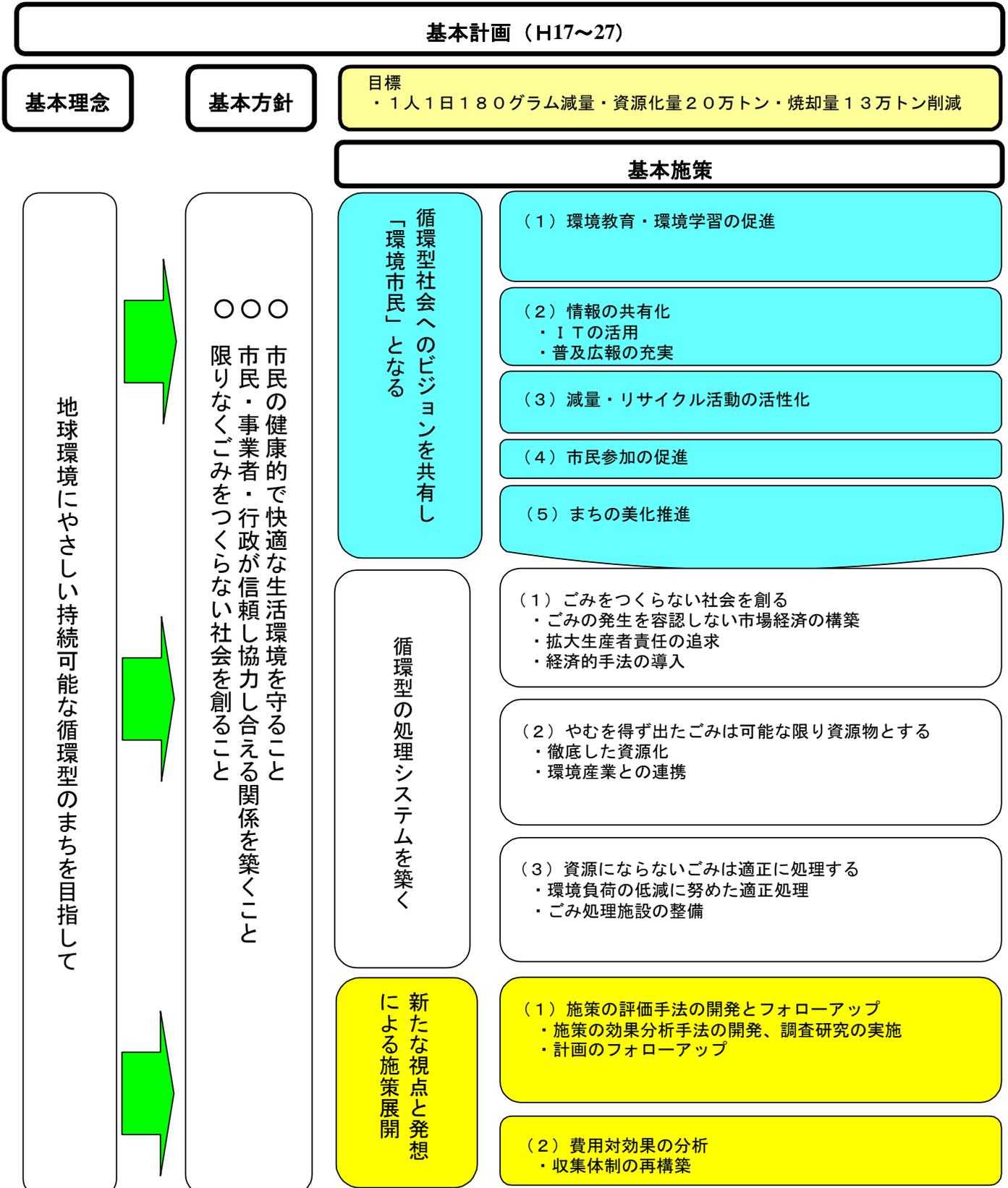
埋立処分場の延命化！

ごみの減量・リサイクルを推進することにより、40年で一杯となる現在の埋立処分場の使用期間を最大限延長することを目指します。

3処理センター体制の実現！

環境負荷の低減、事業の効率化を図り、ごみの減量・リサイクルを推進することにより、ごみ処理施設の削減を目指します。

計画の体系は次のとおりとなっています。



行動計画（H21～25）

- 目標 ・ 1人1日50グラムの減量 ・ 焼却量8万トン削減
指標 ・ 廃棄物分野における温室効果ガスを35%削減

具体的施策

- 出前ごみスクールの充実・拡大
- 3R推進講演会の開催
- リユース食器やマイカップの普及
- エコ・クッキング講習会の開催
- ふれあい出張講座の充実・拡大
- 環境教育用教材の充実
- 幼児環境教育プログラム

- 市ホームページの充実
- 広報誌の充実
- （仮称）3Rチェックシートの作成・普及
- 再利用品交換情報誌「エコー(echo)」の充実
- マスメディアを活用した情報提供

- 減量指導員制度の充実
- フリーマーケットの開催
- 市民リサイクル活動への支援

- 「川崎市ごみ減量推進市民会議」の実施

- 不法投棄防止に向けた取組
- 集積所周辺の環境美化
- 各種普及啓発キャンペーンの実施
- 不適正排出指導の徹底
- 散乱防止重点区域道路清掃事業の実施

- グリーン購入の促進
- レジ袋削減に向けた取組
- 事業系ごみの減量化に向けた指導の徹底
- 店頭回収の拡大に向けた取組
- 製品の適正包装の推進
- リサイクルエコショップ制度の充実
- 環境に配慮した製品の開発の促進
- 効果的な経済的手法の研究

- 資源集団回収事業の拡充
- その他プラスチック製容器包装の分別収集の実施
- 廃蛍光管リサイクルの実施
- 生ごみ処理機等の購入助成
- 生ごみ等リサイクルモデル事業の実施
- 環境産業との連携
- ミックスペーパーの分別収集の拡大
- 分別排出の徹底
- 「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進
- 生ごみリサイクル講習会の開催
- 事業系資源物のリサイクルルートの確立

- 廃棄物処理技術の研究、開発
- ISO14001の適正な運用
- 有害廃棄物・処理困難物への取組
- 4処理センターの補修・整備
- ミックスペーパー・その他プラスチック資源化処理施設の建設
- 埋立処分量の減量化
- ごみ発電事業の推進
- 搬入禁止物の混入防止
- 仮称リサイクルパークあさおの建設

- 施策の効果分析手法による点検・評価
- 計画のフォローアップ

- 民間活力の導入

計画の目標達成を目指し、次の3つの基本施策中心に計画を推進します。

1 循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる

一人ひとりが現在のライフスタイルを見直し、より一層ごみの減量・リサイクルに取り組めるよう、環境教育・環境学習の場を提供するなど、市民などの主体的な活動を支援します。また、市民・事業者・行政が循環型社会へのビジョンを共有しながら、地球にやさしい行動をする「環境市民」となれるよう積極的に取り組みます。

また、福祉や教育など他の行政分野と同様に、様々な市民団体の役割が増えていることから、こうした団体の自主的な取組を支援し、廃棄物処理事業のパートナーとして、協働した事業展開を目指します。

(1) 環境教育・環境学習の促進

「ごみを減らすことによって、良い環境を守りたい」、「子どもたちへ限りある資源を残していきたい」との思いを行動につなげるためには、ごみの排出者としての責任と自覚を持ちながら、今何をすべきかを考え、実践することが必要です。

こうしたことから、行政は、環境について知り、学び、実践する教育・学習の場を拡大し、ごみ問題に関心のある市民の方々や学校等の教育関連機関などと連携を図りながら、より横断的な取組を進めていきます。

(2) 情報の共有化

情報化社会の進展やライフスタイルの多様化に伴い、情報発信の迅速化や、様々な情報媒体の活用、また、インターネットを利用した情報交換システムの充実などが求められています。

こうしたニーズに対応し、効果的にごみの減量・リサイクルを進めるため、市民・事業者・行政が常に新鮮な情報を共有することができる仕組みづくりに努めます。

【ITの活用】

インターネットが普及し、家庭、学校、会社などでインターネットを通じた情報収集・発信が定着しつつあることから、市ホームページの充実などにより、情報の共有化を図ります。

また、インターネット上に市民・事業者・行政が意見交換できる場を設けるなど、新鮮で活発な双方向コミュニケーションの仕組みを構築し、より多くの意見が市政に反映されるよう努めます。

【普及広報の充実】

現在発行している各種広報誌の一層の充実を図るとともに、マスメディアを活用することによって、廃棄物に関する正しい情報を速やかに提供することに努めます。

(3) 減量・リサイクル活動の活性化

地域に密着した減量指導員*制度をこれまで以上に充実させるとともに、市民の自主的な活動の一層の活性化を図ります。

(4) 市民参加の促進

ごみ減量の取組は、広範な市民の理解と参加があつてこそ、その全面的な展開が可能となります。

ごみ問題に関心を持ち、積極的に参加・活動できる場として、ごみ減量に向けた市民会議を設置するなど、市民参加の促進に向けた環境の整備に努めます。

(5) まちの美化推進

不適正排出や不法投棄、また、駅周辺、繁華街などでポイ捨てによるごみの散乱が問題となっています。

都市における快適な生活空間を守るため、市民・事業者・行政の協働により、ごみのない、美しく魅力あふれるまちづくりを目指します。

2 循環型の処理システムを築く

できる限りごみの発生を抑制していくことを基本に、やむを得ず排出されるごみは、可能な限り資源としての有効利用を図るなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会を目指します。

(1) ごみをつくらない社会を創る

市民・事業者は、日常生活や事業活動の中でごみを発生させていることを強く自覚し、責任を持ってごみの発生・排出抑制や資源の有効利用に努めなければなりません。

物の購入、消費、廃棄など各段階において、ごみの発生・排出抑制を基本としたライフスタイルや事業活動への転換を促すなど、ごみをつくらない社会に向けた取組を積極的に推進します。

【ごみの発生を容認しない市場経済の構築】

市民は、ごみになりにくい商品（詰め替え製品等）を積極的に選択するなど、ごみの発生・排出抑制に努める必要があります。

一方事業者には、リサイクルしやすい商品など環境に配慮した製品の開発や再生品の積極的な活用、また、自らの事業活動に伴うごみの減量やリサイクルを推進することが求められます。

このため、あらゆる機会を通じてそれぞれの主体の意識改革を促す取組を進めていきます。

【拡大生産者責任の追求】

ごみ問題の解決に向けては、出されたごみを適正に処理するだけでなく、製造段階までさかのぼった対策が必要となっています。

生産者などが製品の使用后まで一定の責任を果たす「拡大生産者責任^{*}」の追求や環境に配慮した製品の積極的な開発などを一層推進することが求められます。

こうした取組は、社会経済システム全体の見直しを含めた対応が必要となることから、関係自治体などと連携し、国や関係業界などに対し働きかけていきます。

【経済的手法の導入】

ごみの減量・リサイクルを推進するための手法の一つとして、ごみの排出量に応じた費用負担や減量に向けた取組に対する助成などを行うことにより、ごみ減量に向けた動機づけや受益者負担の公平化の確保を図る経済的手法があります。

今後、事業者や消費者、そして行政がどのような負担を行うことが望ましいか、また、どのような手法を導入することが必要となるか、本市に有効な経済的手法について調査・研究を行います。

(2) やむを得ず出たごみは可能な限り資源物とする

ごみをつくらない努力を先ず行い、次にやむを得ず排出されたごみについては、可能な限り資源化を行います。

資源化にあたっては、その対象物が従来と比較し広がりつつあることから、様々な観点から循環に向くもの・向かないものの整理を行います。

また、処理技術を有する民間事業者の活用を図るなど、民間活力の導入について検討します。さらに、リサイクル市場の拡大により、対象物が広域流動化しつつあることから、国や関係自治体とのより一層の連携を図ります。

【徹底した資源化】

市民、事業者から排出されるごみのうち資源化が可能なものは、技術の向上、リサイクル関連法の整備等により多様化しています。特に紙類、プラスチック類、生ごみなど、排出量の多いものについて、対応が求められています。

徹底した資源化を図るため、市の分別収集や資源集団回収の拡大、事業者による資源化ルートの確保など、様々な取組を推進します。

【環境産業との連携】

本市では、臨海部のエコタウン事業*に見られるように環境産業が多数立地していることから、これらの民間事業者との連携を図ります。

(3) 資源にならないごみは適正に処理する

リサイクルを促進しても最終的には技術上、経済上、また公衆衛生上などの理由から、焼却処理を行わなければならないものは残ります。

資源物とならず焼却処理が必要なものについては、環境への負荷の低減に努めながら適正な処理を行います。

【環境負荷の低減に努めた適正処理】

ごみの処理過程において発生する、ダイオキシン類等の有害物質による環境負荷の一層の低減に努め、安全で安心な適正処理システムを推進します。

また、ごみの排出量や資源化量の推移、焼却灰の熔融技術の動向などを踏まえて検討を行い、事業の効率化や地域事情等を考慮した施設整備に取り組みます。

【ごみ処理施設の整備】

市内から排出される一般廃棄物を適正かつ安定的に処理するため、ごみ処理施設の大規模な整備を計画的に実施し、施設の適正な維持管理を図ります。

また、老朽化した王禅寺処理センターに代わって、新たに「仮称リサイクルパークあさお」を建設し、ごみの適正処理と資源・エネルギーの効率的回収に努めます。

3 新たな視点と発想による施策展開

施策の展開にあたっては、既存の行政システムにとらわれることなく、常に新たな視点や発想で時代の要請を敏感に感じ取りながら事業に取り組みます。

(1) 施策の評価手法の開発とフォローアップ

計画を効果的に推進するためには、進行管理が重要となります。

そこで、施策の進捗状況や目標の達成度などについて把握し、施策を客観的に評価する手法の開発を進めるとともに、事業の進行をチェックする機関を設置します。

【施策の効果分析手法の開発、調査研究の実施】

廃棄物処理事業を推進するためには、それぞれの事業を客観的に評価する必要があります。現在行っている施策がどのような効果をもたらしているのか、その分析を可能にする評価手法や評価指標の開発を目指します。

また、今日のように処理システムや技術開発が著しい状況においては、常に新しい情報収集に努めるとともに、他都市と連携してデータの共有化を図るなど、調査研究の充実に取り組みます。

【計画のフォローアップ】

計画の着実な進行管理を図るため、計画のフォローアップに努めます。また、社会情勢の変化や制度改正などに柔軟に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

計画の進行管理や評価・見直しは、市民の参加を得ながら実施していきます。

(2) 費用対効果の分析

低成長経済の中では、将来に過大な負担を残さないような取組が必要となっており、廃棄物処理事業についてもより効率的、効果的な事業運営が求められています。

事業に必要な経費に対しどれだけの効果が得られるのか、いわゆる費用対効果について分析し、その結果を踏まえ、より効率的かつ効果的な施策展開を実施します。

【収集体制の再構築】

ごみ処理過程の中で最も費用を要している「収集・運搬業務」については、事業運営の効率化に向けて最大限の努力が求められていることから、市民の意向を踏まえつつ、より質の高い市民サービスの提供を目指して、収集体制の再構築を図ります。